

先進医療の新規届出技術について

(届出状況／9月・10月受理分)

受理番号	技術名	適応症等	申請医療機関 ※1	先進医療の内容	医薬品・医療機器等情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金※2	先進医療A又はB (事務局案)	受理日
129	家族性大腸腺腫症患者への低用量アスピリン療法	家族性大腸腺腫症	京都府立医科大学附属病院	別紙1－1	別紙1－2	4千円	11万9千円	5万千円	先進医療B	R3.9.21
130	自己骨髄由来培養間葉系細胞移植による末梢動脈疾患に対する完全自家血管新生療法	末梢動脈疾患 (閉塞性動脈硬化症)	東京医科大学病院	別紙2－1	別紙2－2	200万8千円	30万6千円	13万6千円	先進医療B	R3.9.24
131	子宮内膜スクラッチ	胚移植を受ける不妊症患者 (これまで反復して着床・妊娠に至らないものに限る)	英ウィメンズセントラル ファティリティクリニック	別紙3－1	別紙3－2	1万円	-	-	先進医療A	R3.10.4
132	二段階胚移植法	胚移植を受ける不妊症患者 (これまで反復して着床・妊娠に至らないものに限る)	英ウィメンズセントラル ファティリティクリニック	別紙4－1	別紙4－2	4万7千円	-	-	先進医療A	R3.10.4

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。(四捨五入したもの)

【備考】

○ 先進医療A

1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)

2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの

(1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術

(2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)

4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。